

海岸通り地区における都市計画提案を踏まえ、都市計画手続を進めます

都市再生特別措置法の規定に基づく都市再生緊急整備地域に指定されている海岸通り地区について、日本郵船株式会社、三菱地所株式会社及び株式会社宇徳から同法第37条の規定に基づき都市計画の変更について提案（以下「提案」という。）がありました。

これを受けて横浜市では、令和4年1月6日に横浜市都市再生評価委員会(※)を開催し、横浜市のまちづくりの方針や都市再生緊急整備地域の趣旨、本地区の特性などを踏まえ、総合的に評価した結果、都市計画の変更等の手続を進める必要があると判断しました。

今後、提案を踏まえた横浜市の素案を作成し、都市計画市素案説明会の開催や市素案の縦覧、公聴会の開催など、都市計画手続を進めます。

※横浜市都市再生評価委員会とは、建築局長を委員長とし、政策、建築、都市整備、道路などの関係部署で構成された横浜市の委員会です。

1 評価結果

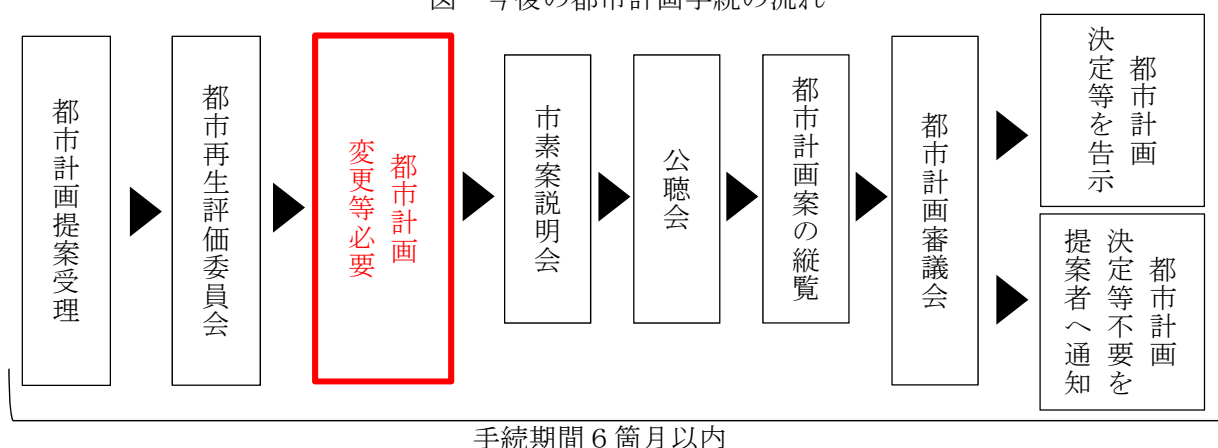
本提案は、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の趣旨を踏まえ、将来にわたり輝き続け、魅力あふれた世界都市の顔としての都心臨海部を形成するため、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」の実現に向けた施策に取り組むものです。「横浜都心・臨海地域」のまちづくりを積極的に推進するためにも、都市再生特別地区の変更を行う必要があると判断します。

また、提案と併せて要望された地区計画についても、提案内容を実現し、周辺の地区を含めて一体的にまちづくりを推進する視点を評価します。そのため、都心臨海部にふさわしい複合的な市街地を形成し、その環境の維持を図るために、横浜市において地区計画の策定手続を進めます。

2 今後の手続の流れ

今後、説明会や公聴会、都市計画案の縦覧等を行い、都市計画審議会での審議を経て、都市再生特別措置法の規定に基づき都市計画提案が行われた日から原則6箇月以内に決定等を行うこととなります。

図 今後の都市計画手続の流れ



3 関連情報Webページ（建築局都市計画課）

都市計画提案について ※評価結果に関する資料はこちらです。

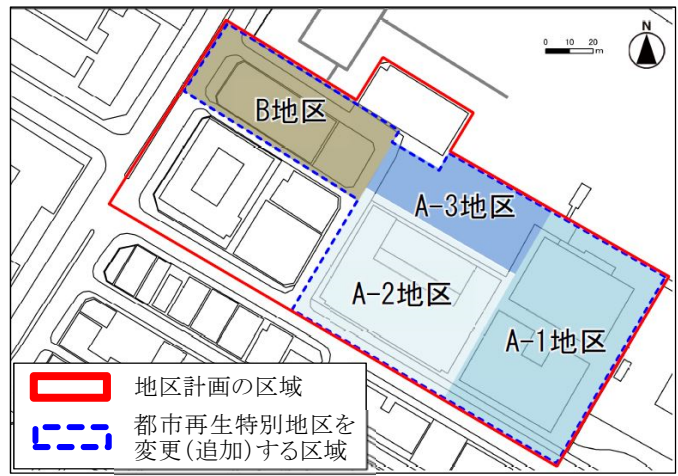
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/teian/teian.html>

(参考) 都市計画提案の概要等

都市計画の種類及び名称		横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更 横浜国際港都建設計画地区計画の決定 海岸通り地区地区計画	
位置	中区海岸通地内	面積	約1.5ha (都市再生特別地区) 約2.1ha (地区計画)
提案日	令和4年1月4日	提案者	日本郵船株式会社、三菱地所株式会社及び株式会社宇徳
主な提案内容	<p>【提案の趣旨】</p> <p>関内地区とみなとみらい21地区を結ぶ結節点として、歴史的建造物の保全と土地の合理的かつ健全な高度利用により、都心臨海部の地区間の連携強化と都市機能強化を図る。</p> <p>業務機能の強化と共に、関内地区の都市活力をけん引する機能集積と新たなビジネス環境の創出により、横浜都心臨海地域の国際競争力強化を図る。</p> <p>【都市再生特別地区の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸通り地区を追加する。 ・当該地区をA-1地区、A-2地区、A-3地区、B地区の4地区に区分する。 ・容積率の最高限度について、A地区全体(A-1地区、A-2地区、A-3地区)を700% B地区を500%と定める。 ・建築物の高さの最高限度を、A-1地区は100m、B地区は45mと定める。 <p>【その他】</p> <p>都市計画の提案に合わせ、提案区域とその周辺を含む地区で、地区計画の策定の要望がありました。</p>		



位置図(地区計画策定要望の区域)



都市再生特別地区及び地区計画の区域

お問合せ先	
1	都市計画提案に係る手続・評価結果について 建築局都市計画課長 立石 孝司 TEL045-671-2663
2	都市計画提案の内容について 都市整備局都心再生課長 高井 雄也 TEL045-671-3972